

## I C T活用工事（作業土工(床掘)）実施要領

### 1. I C T活用工事

#### 1-1 概要

I C T活用工事とは、施工プロセス全ての段階において、以下に示すI C T施工技術を全面的に活用する工事である。

#### 1-2 I C T活用工事における作業土工（床掘）

次の①②③⑤の全ての段階でI C T施工技術を活用することをI C T活用工事（作業土工（床掘））とする。また、「I C T作業土工（床掘）」という略称を用いることがある。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 該当無し
- ⑤ 3次元データの納品

#### 1-3 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。

##### ① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

- 但し、I C T土工等の起工測量データ等を活用することができる。
- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
  - 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
  - 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
  - 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
  - 5) T S等光波方式を用いた起工測量
  - 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
  - 7) R T K-G N S Sを用いた起工測量
  - 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

##### ② 3次元設計データ作成

1-3①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、作業土工(床掘)を行うための3次元設計データを作成する。

##### ③ I C T建設機械による施工

1-3②で作成した3次元設計データを用い、下記1)に示すI C T建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

##### ④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工（床掘）においては該当無し

##### ⑤ 3次元データの納品

1-3②による3次元設計データを、工事完成図書として電子納品する。

《表 - 1 ICT施工技術と適用工種》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量 ／3次元出来形管理 等施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量	測量	-	○	○	①、②、③、 ④	土工
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量	測量	-	○	○	①、⑤	土工
	TS等光波方式を用いた起工測量	測量	-	○	○	①	土工
	TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量	測量	-	○	○	①	土工
	RTK-GNSSを用いた起工測量	測量	-	○	○	①	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量	測量	-	○	○	①、②、③	土工
ICT建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	床掘	ICT 建設機械	○	○	-	

【凡例】○：適用可能 - : 適用外

《表－1 ICT施工技術と適用工種（その2）》

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編
	② 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編
	⑪ 音響測深機器を用いた出来形の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑬ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編
	⑭ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	⑮ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編
	⑯ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)
	⑰ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編
	⑱ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)
	⑲ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編
	⑳ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)
	㉑ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編
	㉒ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	㉓ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
	㉔ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉕ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	㉖ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉗ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準－国土地理院
	㉘ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
	㉙ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
	㉚ モバイル端末を用いた3次元計測技術(多点計測技術)

#### 1－4 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事（発注工種）はICT活用工事（土工）とする。

#### 2. ICT活用工事の実施方法

ICT土工における関連施工種とするため、ICT作業土工（床掘）単独での発注は行わない。

#### 3. ICT活用工事実施の推進のための措置

ICT土工における関連施工種とするため、ICT活用工事（土工）実施要領による。

#### 4. ICT活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にICT活用施工を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

##### 4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、別途発出されている施工管理要領、監督検査要領（表1【要領一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めるない。

##### 4-2 3次元設計データ等の貸与

(1) ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事で変更計上するものとする。

(2) 発注者は、詳細設計において、ICT活用施工に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事で変更計上するものとする。

##### 4-3 工事費の積算

###### (1) 施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、「土木工事標準積算基準書（高知県土木部）」及び「ICT活用工事積算要領（国土交通省）」等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT活用について協議を行う際には、「1-2①～③」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

##### 4-4 ICT監督・検査体制の構築

ICT活用施工の監督検査を適切に行うことを目的に、研修等でのICT施工技術の習得を図るなど、ICT活用工事に精通した監督・検査職員の体制構築に努めることとする。

##### 4-5 現場見学会・講習会の実施

必要に応じて、ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を随時実施するものとする。

また、普及状況を勘案したうえで、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

## 5. I C T 活用工事に関する調査等

I C T 活用工事の普及状況の把握を円滑に行うため、以下に記載する内容を適切に実施する。

### 5-1 I C T 活用工事の対象調査（提出様式は別途指示）

対象調査により、I C T 活用施工を実施する工事と、その概要等を技術管理課へ報告するものとする。

### 5-2 施工合理化調査

施工合理化調査を実施する。なお、内容はその都度、別途指示する。

## 6. I C T 活用工事の活用効果等に関する調査（別途指示）

必要に応じて、受注者を対象に、指定様式により調査を行う。

### 附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。